

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9A 特定目的会社及び特定目的信託（SPC及びSPT）関係）（新旧対照表）

改正案	現行
<p>9A-2 届出等に関する定期報告等</p> <p>9A-2-3 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>特定目的会社による当局への申請・届出等及び当局から特定目的会社に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</p> <p>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、特定目的会社等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び事務ガイドライン等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</p> <p>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・</p>	<p>9A-2 届出等に関する定期報告等</p> <p>9A-2-3 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>特定目的会社による当局への申請・届出等及び当局から特定目的会社に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</p> <p>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、特定目的会社等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び事務ガイドライン等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</p> <p>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・</p>

改正案	現行
<p>押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</p> <p>9 A - 2 - 4 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>9 A - 2 - 3 を踏まえ、特定目的会社等による当局への申請・届出等（<u>公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。</u>）については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めるとする。</p> <p><u>なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めるとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めるとする。</u></p>	<p>押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、<u>9 A - 2 - 4 に掲げる原本送付を求める場合を除き、</u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</p> <p>9 A - 2 - 4 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>9 A - 2 - 3 を踏まえ、特定目的会社等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めるとする。</p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めるとする。</u></p> <p><u>なお、金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p>

改正案	現行
<p>9 A - 6 その他</p> <p>9 A - 6 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 不動産の登記事項証明書(ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>9 A - 6 - 2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>地方税法附則第11条第3項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行規則附則第3条の2の6に規定する証明に係る書類の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 不動産の登記事項証明書(ただし、登記情報提供サービスを利用し</p>	<p>9 A - 6 その他</p> <p>9 A - 6 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、<u>原本を提示すること。</u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>9 A - 6 - 2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>地方税法附則第11条第3項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行規則附則第3条の2の6に規定する証明に係る書類の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、<u>原本を提示する</u></p>

改正案	現行
<p>て得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><u>こと。</u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>9 A - 6 - 3 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転の登記又は登録の登録免許税免税に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 財産の登記事項証明書等(ただし、登記事項証明書については、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、添付を省略することができる。)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>9 A - 6 - 3 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転の登記又は登録の登録免許税免税に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 財産の登記事項証明書等(<u>写しを添付する場合は、原本を提示すること。</u>ただし、登記事項証明書については、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、<u>原本又は写しの添付を省略することができる。</u>)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>9 A - 6 - 4 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の不動産取得税の非課税に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該</p>	<p>9 A - 6 - 4 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の不動産取得税の非課税に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該</p>

改正案	現行
<p>不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 不動産の登記事項証明書(ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、<u>原本を提示すること。</u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p>